

後期高齢者医療に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料の算出方法をお知らせします。

個人ごとの詳細は、7月に送付予定の「令和6年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」をご確認ください。

保険料額は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等^(※1)に応じて負担する「所得割額」との合計です。

保険料の計算方法(令和6年度)

保険料額		均等割額		所得割額
(年額) (10円未満切り捨て)	=	6万4円	+	[総所得金額等 ^{※1} - 基礎控除額 ^{※2}] × 11.83% (所得割率)

※1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」「給与収入－給与所得控除額」「事業収入－必要経費」などの合計額で、各種所得控除前の金額です。

※2「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

また世帯の所得状況に応じて下記のような均等割額の軽減制度があります。

軽減対象者の所得要件(令和6年度)

軽減割合	基準となる所得金額 [同一世帯 ^{※3} 内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額 ^{※4} の合計額]	軽減後の 均等割額の年額
7割軽減	43万円(基礎控除額) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	1万8,001円
5割軽減	43万円(基礎控除額) + 29万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	3万2円
2割軽減	43万円(基礎控除額) + 54万5,000円 × 被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1) ^{※5} 以下	4万8,003円

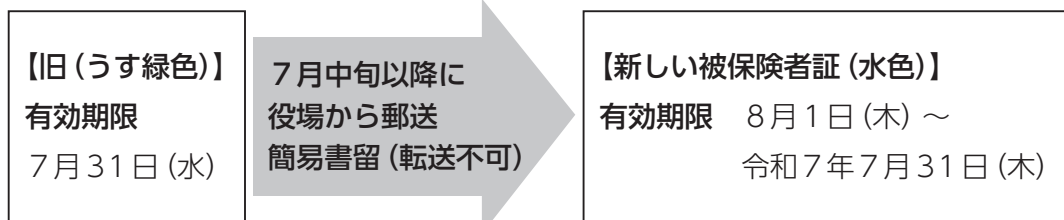
※3「同一世帯」とは、4月1日時点(年度途中で75歳になる人、県外からの転入者、障害認定による加入者などはその時点)の世帯が基準となります。

※4「軽減対象所得金額」とは、基本的に総所得金額等と同額ですが、満65歳以上の人の公的年金については「公的年金等収入－公的年金等控除額－特別控除額15万円」となります。また、事業専従者控除、分離譲渡所得の特別控除は適用されません。

※5下線部の計算式は、同一世帯内の被保険者または世帯主が、給与所得または公的年金等に係る所得を有する場合に適用されます。

○後期高齢者医療制度に加入する前日まで、社会保険の被扶養者であった人は、所得割額はかかりません。また、制度加入後2年間に限り、均等割額が5割軽減されます(軽減後の保険料：年額3万2円)。なお、均等割額が7割軽減に該当する人は、7割軽減が優先となります。

8月から被保険者証が「水色」になります



- 保険料に未納がある場合は、短期被保険者証(通常より短い有効期限の被保険者証)になる場合があります。
- 8月1日以降に受診するときは、新しい被保険者証(水色)を医療機関の窓口に提示してください。

※令和6年12月2日から被保険者証は廃止となります(限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証も同様に廃止となります)が、今回送付する被保険者証は記載されている有効期限まで使用できます(転居など、被保険者証の内容に変更があった場合は変更月以降使用できません)。有効期限以降はマイナ保険証(健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード)を使用するか、マイナ保険証を持っていないなどの場合は町から送付する資格確認書をご使用ください。

被保険者証の自己負担割合をご確認ください

医療機関で支払う医療費の自己負担割合は、1割、2割または3割です。

前年中の所得をもとに、本年8月から来年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行っています。

同じ世帯の被保険者のいずれかの人の住民税課税所得が145万円以上である場合には3割となります。

ただし、住民税課税所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は申請することで自己負担割合は1割または2割です。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合
同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合
(次の①または②に該当)
①本人の収入が383万円未満
②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

不明な点は、問い合わせください。

限度額適用認定証などが8月に更新となります

現在使用中の限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は、令和6年7月31日です。

本認定証をすでに持っている人で、令和6年度も同じように認定証を発行できる条件の人には、8月1日からの新しい認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

問い合わせ先・申し込み先 後期高齢者医療お問い合わせセンター ☎651-3111 役場住民課 ☎963-1733(直)